

静岡県告示第343号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

平成31年4月9日

静岡県知事 川勝平太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第3号イ

2 指定区域

静岡県富士市桑崎字山寺496番の一部、497番の一部、501番1の一部、501番2の一部、501番3の一部、501番4の一部、518番2の一部、519番1、519番2の一部、519番3、519番4の一部、520番1の一部、520番2の一部、520番3、520番4、520番5、520番7の一部、520番8の一部、520番9の一部、521番及び522番の一部 以上21筆